

野焼きは法律で禁止されています


自宅の庭等で、ごみを燃やすことによる煙や悪臭の苦情(洗濯物に臭いがつく等)が、多く寄せられています。

苦情の原因とならないよう町のごみ回収に出されますようお願いいたします。


野焼きは、ダイオキシン類などの有害物質が発生することから、**一部例外(焼畑、どんど焼き、たき火、キャンプファイヤーなど)を除き禁止**となっています。「廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 16 条の 2、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第 14 条(焼却禁止の例外となる廃棄物の焼却)」に基づくもので、違反すると厳罰に処せられます(5 年以下の懲役また 1,000 万円以下の罰金またはその両方)。(法第 25 条の 15)

また、**小型焼却炉**についても、**ダイオキシン類の発生を抑制する構造基準を満たさないものは、使用禁止**となりました。

- 生ごみ
- 庭の刈草、剪定した枝木
- ビニール袋、汚れた紙
- プラスチック製品

 マークなし

- 容器包装プラスチック類

 マークあり

「燃えるごみ」袋 (青文字袋)

毎週**火曜・金曜** 家の前に 8 時までに出す。

「容器包装プラスチック」袋 (緑文字袋)

毎月第**3 日曜日**に不燃物集積場に出す。

※ 野焼き禁止の例外となる行為であっても、他の住民の生活環境に支障を与え、苦情が出た場合は、改善命令や行政指導の対象となります。